

図書館と著作権

06.10.9. 酒川 玲子

著作権法とはなにか

法の制定

1899年（明治32年）制定（旧法）

1971年（昭和46年）全面改正して現行法となる 全124条

2 著作権法の概略

図書館サービスと関わりのある著作権法の条文

1 閲覧	特に条文はない	
2 貸出	映画の著作物以外	38条4項
	映画の著作物	38条5項
3 複製	利用者のため	31条1号
	自館の保存のため	31条2号
	他館の収集のため	31条3号
4 点字化		37条1項
5 公衆送信	視覚障害者のため	37条2項
	聴覚障害者のため	37条の2
6 音楽鑑賞		38条1項
7 上映		〃
8 朗読・読み聞かせ		〃
9 館内放送		38条3項
10 内部資料の複製	裁判等のため	42条
11 情報公開法等	開示のため	42条の2
12 翻訳サービス		43条
13 展示	美術の著作物	45、46、47条

著作権をめぐる動向

- 1 「知的財産権」という考え方 国家戦略として位置づける
権利者の権利を守る 公共性否定の傾向
- 2 2001年度文化庁文化審議会著作権分科会で「図書館等における著作物の利用に関する審議」開始。同審議会の下に権利者・図書館関係者による「ワーキンググループ」が設置される

- 3 2004 年度新審議会開始。図書館側から新たな問題提起を行う
2006 年度の審議会の体制

いま、図書館での問題

- 1 録音図書許諾システム
完全な解決策にはならないが、ひとつのステップとなる。
視覚障害者に限定しない。「読書に何らかの形で障害がある」というとらえ方
現在の実施状況と問題点
- 2 著作権法第 31 条に関するガイドラインについて
- 3 公貸権
日本文芸家協会の主張 国家基金による補償金制度
導入各国の事情
- 4 附則 4 条の 2
2005 年 1 月 1 日に廃止が決定 「貸与権」と図書館での貸出
- 5 著作権保護期間の変更の動き

図書館員として著作権法との関わりを考える